

要支援1・2の方が利用できるサービス(1)

在宅サービス

※自己負担は1～3割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

介護予防訪問入浴介護

看護師と介護職員が自宅を訪問し、浴槽を提供して、介護予防を目的とした入浴介護を行います。

自己負担(1割)のめやす	845円/回
--------------	--------

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

自己負担(1割)のめやす	
医師の場合 月に2回まで	507円/回
※職種により訪問できる回数や費が異なります。	

介護予防訪問看護

疾病等を抱えている人について、看護師等が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養状況の確認や指導、診療の補助を行います。

自己負担(1割)のめやす(30分～1時間未満)	
訪問看護ステーション	787円/回
医療機関	548円/回
※夜間・早朝25%、深夜50%増	

介護予防訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるため、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

自己負担(1割)のめやす	290円/回
--------------	--------

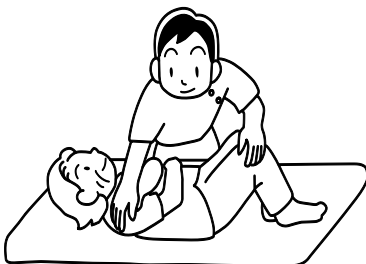
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防を目的とした理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けることができます。

基本のサービスに加えて、次のような加算があります。

- ・栄養改善加算
- ・口腔機能向上加算
- ・運動器機能向上加算
- など

自己負担(1割)のめやす	
要支援1	1,712円/月
要支援2	3,615円/月
※食費やおむつ代は実費です。	



介護サービスに関する情報公開について

介護サービス情報公表制度

介護サービス事業所を選ぶために、事業所の情報が公表されています。

北海道介護サービス情報公表センター
<http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/>

地域密着型サービスの自己評価および外部評価について

認知症高齢者グループホームは、自己評価および外部評価が義務づけられ、評価結果がWAMNETの開示情報に掲載されています。

WAMNET(独立行政法人 福祉医療機構)
<http://www.wam.go.jp/>

要支援 1・2の方が利用できるサービス(2)

在宅サービス

※自己負担は1～3割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2で1日あたり)

併設型の場合	利用料	食費	滞在費
多床室	543円		840円
従来型個室	543円	1,380円	1,150円
ユニット型個室	636円		1,970円

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、医療によるケアや、介護予防を目的とした日常生活上の介護、機能訓練などを受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2で1日あたり)

介護老人保健施設の場合	利用料	食費	滞在費
多床室	765円		370円
従来型個室	719円	1,380円	1,640円
ユニット型個室	778円		1,970円

※ 送迎(片道)184円など、サービスの内容により加算があります。

※ 食費・滞在費は実費となりますが、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、申請により負担額が軽減されます。(16ページ参照)

※ 日常生活品費も実費です。

※ おむつ代は利用料に含まれます。

【居室の種別について】

- 多床室とは、定員2人以上の部屋です。
- 従来型個室とは、従来からある個室で、特別な室料がかかった部屋です。
- ユニット型個室とは、同じフロアに共同生活空間があり、1部屋が10.65㎡以上の広さの個室です。



介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居している方が、介護予防を目的とした食事・入浴など日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)

月額(30日)	9,270円
---------	--------

※ 食費・家賃・管理費・日常生活費などは実費です。

介護予防福祉用具の貸与・購入、介護予防住宅改修費の支給

【福祉用具貸与】

介護予防を目的として、対象となる品目の福祉用具を福祉用具貸与事業所から借りることができます。

対象となる品目	①手すり	②スロープ	③歩行器	④歩行補助つえ
自己負担	貸与料の1～3割			

※ 7ページに記載されている上記以外の品目については、原則として介護保険の対象外となりますが、身体の状態により対象となる場合があります。担当のケアマネジャーにご相談ください。

【特定福祉用具購入費の支給】【住宅改修費の支給】 → 7ページをご覧ください。

要支援 1・2の方が利用できるサービス(3)

地域密着型介護予防サービス

※自己負担は1～3割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした食事・入浴などの介護や日常動作訓練などを受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)	
単独型 5～6時間未満	821円/回
併設型 5～6時間未満	737円/回
※食費やおむつ代は実費です。 ※入浴介助加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、個別機能訓練加算などの加算があります。	

※ 函館市内にある地域密着型サービス事業所は、原則として函館市にお住まいの方しか利用することができません。

介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、通いを中心として訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、介護予防を目的とした食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)	
6,877円/月	
※食費・宿泊費・おむつ代は実費です	

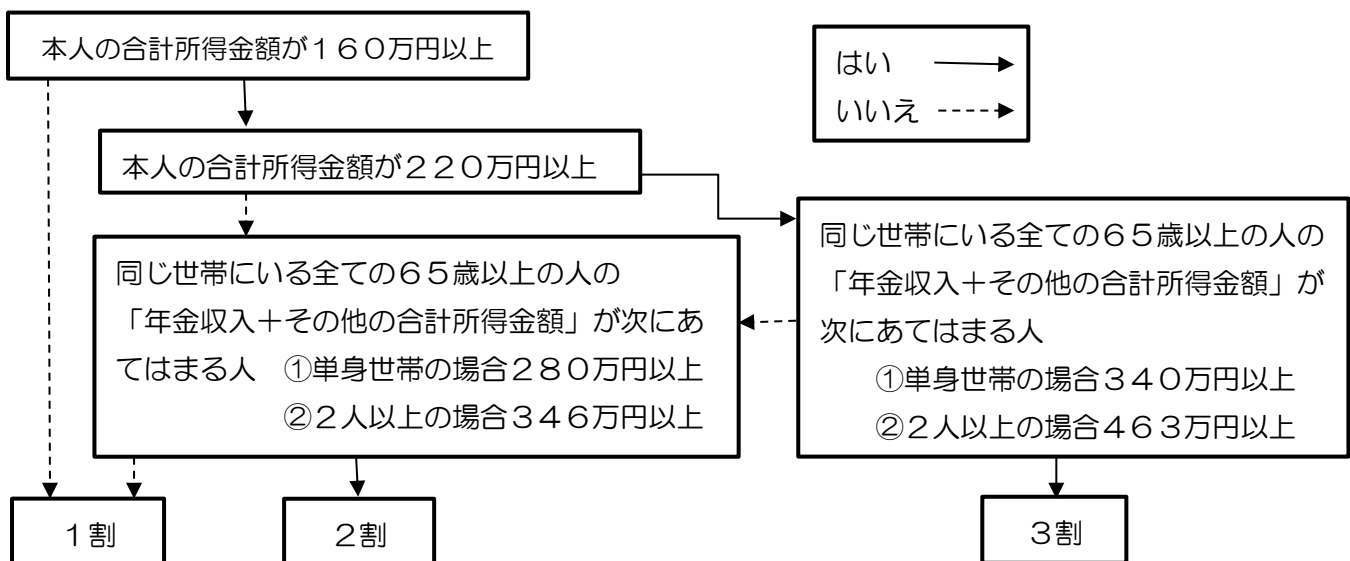
介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の介護や支援、機能訓練を受けることができます。要支援2の方のみ利用可能です。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の方のみ)	
月額(30日)	22,290円
※食費・家賃・水道光熱費・日常生活費・おむつ代などは実費です。	

サービスの利用者負担と負担の軽減について(1)

サービスの利用にあたっては、原則かかった費用の1割を負担します。また、65歳以上の第1号被保険者であって、一定以上の所得がある方は2割、特に所得の高い方は3割負担となります。



※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。